

清涼飲料水等自動販売機設置事業者

募集・実施要領



うきは市

公募に参加される方は、この実施要領をよく読み、各事項をご承知の上、お申込ください。

1. 公募物件

・設置場所及び各物件の詳細については、物件番号毎に別紙一覧表のとおり。

※ 申込みをするにあたっては、自動販売機設置及び商品補充・メンテナンスが可能なスペースを確保できるか等を判断するため、事前に設置場所の確認をお願いします。なお、うきは市役所企画財政課契約管財係において物件の配置図を用意しています。

※ 同時に複数の物件に申込みができます。

2. 応募資格

事業者として十分な資力、信用、経験及び管理能力を有し、自動販売機の設置業務について実績のある者とします。

※ 次のいずれかに該当する場合は、公募に参加できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当するもの。
- ② 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員である者並びにその者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

3. 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用について

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、使用許可期間の初日から3年間とします。

③ 使用料

うきは市使用料条例（平成17年うきは市条例第62号）別表に掲

げる使用料以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格提案を行った者の金額を使用料とします。(提案する価格は、消費税及び地方消費税を含んだ1年間の価格でお願いします。)

使用料は、各年度ごとに、本市の指定する期限までに当該年度分を全額前納するものとします。

④電気使用料

自動販売機の運転に必要な電気使用料は、全額設置事業者の負担とします。なお、電気使用料の算定方法は、下記のとおりとし、その納付方法は、電力使用量計測用子メーター(以下「電力計」という。)を設置する場合は、年間使用料を翌年度の初月中に、電力計を設置しない場合は、算定された月額を毎月当月中に納付するものとします。

A：電力計を設置した場合

年間電力使用量(kw)×20円=年間電気使用料

B：電力計を設置しない場合

設置自動販売機仕様書に基づく1日当たり平均電力使用量(kw)×20円×30日(千円未満の端数は切り上げ)
=月間電力使用量

⑤その他の必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(2)使用上の条件

①販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設の指示に従うこと。

②販売品目は、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等、軽食品及びタバコとし、酒類の販売は、できません。また、標準小売価格を上回る価格での販売もできません。(カップ1杯当たりの標準小売価格は、インスタント80円・レギュラー100円とします。ただし、一部高売価商品の小売価格については、相談を承ります。)

なお、販売品目、容器の種類及び自動販売機の形式等の条件は、各物件番号ごとに指示することがありますので、各物件個別明細書を確認してください。

③自動販売機の販売数量について、月別に集計し、各施設管理者に報告してください。

(3)維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。

②自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4)許可の条件

①使用許可財産を善良な管理者の注意をもって使用すること。

②使用許可財産を許可者（構成員を含む）以外の第三者に使用させないこと。

③使用許可財産を使用目的以外の目的に使用しないこと。

④使用許可財産について使用許可期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了した場合には、速やかに現状に回復して返還すること。ただし、市長が特に認めた場合は、現状に回復しないことができること。

⑤使用許可財産を市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可者が使用許可条件に違反したときは、使用許可の全部、又は一部を取消すことがある。

⑥市が使用許可を取消した場合、その取消しにより許可者に損失を与えた場合にあっても市は申請人にその損失を補償しないこと。

⑦使用許可財産をやむを得ず模様替え、その他の行為又は使用目的の変更をしようとするときは事前に文書により申出てその承認を得ること。

⑧使用許可財産をその使用に伴って支出した有益費等については、市

に対して請求できないこと。

⑨使用許可財産を許可者の責に帰する事由により、その全部又は一部を荒廃させ又はき損した場合、あるいはこの使用許可書に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する額の範囲内で市長が定めた額を損害賠償額として市に支払うこと。

⑩使用許可財産をその使用許可の範囲内での事故等の発生については、許可者の管理責任において処理すること。

⑪許可者はその住所氏名を変更したときは直ちにその変更内容を記載した文書を提出すること。

⑫使用許可財産の管理上必要とする電気、水道、ガス等の管理経費については別に通知する納入通知書により納入すること。

⑬使用許可財産の管理上必要があるときは、使用状況等について報告を求め、又は調査することがあること。

⑭事情の変更等により必要があるときは、使用料を改訂することがあること。

4. 応募申込み

(1) 申込受付期間

平成31年2月5日（火）～平成31年2月20日（水）

午前9時～午後5時まで

なお、土曜、日曜及び祝日は、受付を行いません。

(2) 申込受付場所

うきは市吉井町新治 316 番地

うきは市役所企画財政課契約管財係（2階）

(3) 申込に必要な書類

応募申込書兼価格提案書

設置する自動販売機の仕様書（仕様・寸法・消費電力等が分かるもの）

※複数の物件に申込まれる場合は、それぞれの物件ごとに必要書類を提出してください。

(4) 申込の手続

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参又は、郵送で提出してください。（受付期間内の消印有効）

※ 申込書類は、封筒に入れ、表面に「清涼飲料水等自動販売機設置申込書 在中」と記入のうえ申込者の住所・氏名及び申込物件番号を記入してください。

5. 設置業者の決定

当市において物件番号毎に応募申込書兼価格提案書を審査し、うきは市使用料条例（平成 17 年うきは市条例第 62 号）別表に掲げる使用料以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格提案（消費税及び地方消費税込み）を行った者を設置事業者として決定します。

なお、最高金額の価格提案で同価格の提案をした者が 2 人以上あるときには、当市において抽選を行い決定させていただきます。

6. 審査結果の通知

設置事業者があるときは、その者の社名（氏名）及び提案金額を、設置事業者がないときは、その旨を公募参加者全員に通知します。

7. 使用許可申請等の手続

設置業者に決定したものは、個別の物件ごとに別紙一覧表に記載の担当所属に確認のうえ、行政財産使用許可申請書を提出してください。

なお、設置業者に決定した後必要な使用許可手続等は、別紙一覧表に記載の担当所属と行います。

○ 問い合わせ先

公募に関する問い合わせ先：うきは市企画財政課契約管財係
うきは市吉井町新治 316 番地
電話 0943-73-9152

各物件に対する問合せ先：別紙一覧表に記載の担当所属にお願いします。